

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	生活保護事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

泉大津市は、生活保護事務に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いに際し、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じており、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

・内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、ユーザIDやパスワードによる操作者と操作する権限を限定している。また、追跡調査のためのコンピュータ使用記録を保存している。

評価実施機関名

大阪府泉大津市長

公表日

令和5年12月21日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護に関する事務
②事務の概要	<p>生活保護法に基づき、以下の生活保護事務において特定個人情報を取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①保護の実施に関する事務 ②保護の開始若しくは保護の変更の申請の受理、審査又は応答に関する事務 ③職権による保護の開始又は職権による保護の変更に関する事務 ④保護の停止又は廃止に関する事務 ⑤就労自立給付金の支給の申請の受理、審査又は応答に関する事務 ⑥保護に要する費用の返還に関する事務 ⑦徴収金の徴収に関する事務 ⑧生活保護システムから医療保険者向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 ⑨医療保険者向け中間サーバー等における資格履歴の管理 ⑩医療保険者向け中間サーバー等における本人確認事務 ⑪医療保険者向け中間サーバー等における機関別符号の取得等
③システムの名称	生活保護システム・団体内統合利用番号連携サーバー・中間サーバー、統合専用端末、医療保険者向け中間サーバー等
2. 特定個人情報ファイル名	
生活保護情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、番号法)第9条第1項別表第一の15の項 ○内閣府総務省令第5号第15条 ○番号利用法 別表第1の15項 ○生活保護法 第80条の4 ○番号利用法 第9条第1項 ○番号利用法 第19条第5号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>1. 別表第二における情報提供の根拠 「情報提供者」欄が「市町村長」の項のうち、「特定個人情報」欄に「生活保護関係情報」が含まれる項(番号法別表第二第9、10、14、16、24、26、27、28、30、31、50、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項)</p> <p>2. 別表第二における情報照会の根拠 「情報照会者」欄が「都道府県知事等」の項のうち、「事務」欄に「生活保護関係事務」が含まれる項(番号法別表第二第26の項)</p> <p>番号利用法第19条第6号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二26の項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保険福祉部 生活福祉課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先

泉大津市総務部総務課 大阪府泉大津市東雲町9番12号 電話0725-33-1131

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先

泉大津市健康福祉部生活福祉課 大阪府泉大津市東雲町9番12号 電話0725-33-1131

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和1年7月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和1年7月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="checkbox"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

